

SpiderPlus & Co.

## 第 24 期

# 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2023 年 3 月 29 日 (水曜日)  
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時 30 分)

**開催場所** 一般財団法人機械振興協会  
機械振興会館地下 2 階ホール  
東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場  
ご案内図をご参照いただき、お間違えないよう  
ご注意ください。)

**決議事項** 第 1 号議案 定款一部変更の件  
第 2 号議案 取締役 6 名選任の件  
第 3 号議案 会計監査人選任の件

スパイダープラス株式会社

証券コード

4192

## Mission

# “働く”にもっと「楽しい」を創造する。

お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けます。私たちは、“働く”を心底楽しいと思えることが最も生産性を向上させると信じています。「楽しい」を創造していくことが、私たちの壮大なるミッションです。

## Identity

# &Co. = 共に

私たちは、お客様と同じ視点に立ち、寄り添い、志を尊重し、お互いの意見を混ぜ合わせたプロダクトを通じて、一つ一つのモノを作り上げていくことを大切にしています。お客様が私たちをパートナーと感じるように私たちもお客様をパートナーと捉え、一体となり、仲間となり、業界を変えていきます。

全ての創造は仲間と「共に」作っていくものだから。



# 株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社が2021年3月に東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）に上場してから2回目の定時株主総会となりました。

上場して以来、株主の皆様を始めとして資本市場の皆様には多くのご指導を賜っており、改めて感謝申し上げます。

さて、建設業界では「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の適用を2024年4月に控え、大手企業を中心に各社様々な取り組みが始まっています。

そのような市場環境の中、当社の主力事業である建設DXサービス「SPIDERPLUS」の引き合いも益々強くなっております。

当社も、2022年の1年間を通じて、300社を超える新規のお客様にご契約をいただくなど、その盛り上がりを体感している次第です。

しかしながら、建設DXの盛り上がりはこれからが本番を迎えると考えております。そのため当社は、今後も拡大する需要に応えるために引き続き先行投資を行い、中長期的には「建設現場になくてはならない存在」になることを目標としております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導を賜りながら、私たちの実現する世界をご一緒できればと思います。

引き続き、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長  
伊藤 謙自

証券コード4192  
2023年3月14日  
(電子提供措置の開始日 2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号  
**スパイダープラス株式会社**  
代表取締役社長 伊 藤 謙 自

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://spiderplus.co.jp/ir/library/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をと  
っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名  
(会社名)」に「スパイダープラス」または「コード」に「4192」(半角)を入力・検索し、「基本  
情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使いただくことが  
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁の  
「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年3月28日(火曜日)午後6時までに議決権を  
ご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当日はご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるよう「Zoomウェビナー」を通じて視聴のみのオンライン参加ができるようにいたします。

敬 具

記

1. 開催日時 2023年3月29日(水曜日)午前10時
2. 開催場所 東京都港区芝公園三丁目5番8号  
一般財団法人機械振興協会  
機械振興会館地下2階ホール  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照  
いただき、お間違えのないようご注意ください)
3. 目的事項  
報告事項 第24期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び計  
算書類の内容報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう  
お願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られま  
す。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとし  
て取り扱わせていただきます。

- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ◎法令及び当社定款第17条に基づき、電子提供措置事項から個別注記表を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。なお、個別注記表は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日は「Zoomウェビナー」を通じたオンライン配信のための撮影を行います。前方の議長席及び役員席を中心に撮影を行い、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場の都合等により撮影されてしまう場合がございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

#### <オンライン参加の方法>

本総会へのオンライン参加は、「Zoomウェビナー」を通してお願いいたします。参加手続の詳細につきましては、本招集ご通知に同封の「当社第24期定時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

本総会へのオンライン参加においては、会社法上株主総会への出席とは認められておりません。したがって質問や動議提出、動議採決を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。議決権は、6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、書面又はインターネットにより事前に行使していただきますようお願い申し上げます。また、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2023年3月29日(水曜日)午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下期限までに到着するようにご送付ください。

**行使期限** 2023年3月28日(火曜日)午後6時



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2023年3月28日(火曜日)午後6時



### スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

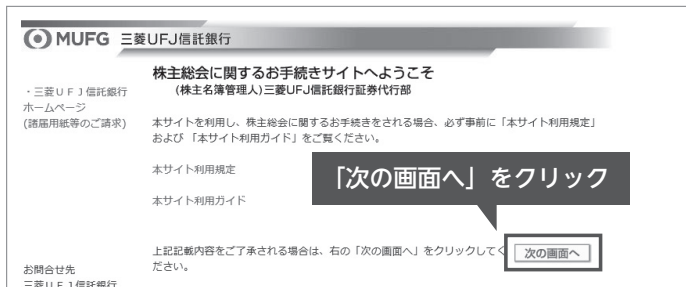
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

# インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト  
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト

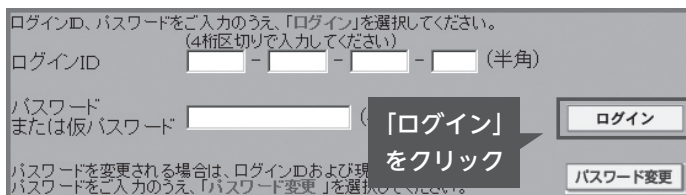
<https://evote.tr.mufig.jp/>



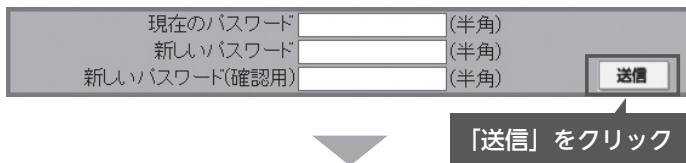
## ! ご注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

## 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



## 3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応(顧客のiPad不足の課題に対する解決手段を多様に保持)するために定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                                                                | 変 更 案                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目 的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.~11. (条文省略)<br>(新設)<br><u>12.</u> 前各号に附帯する一切の業務 | (目 的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.~11. (現行どおり)<br><u>12.</u> 古物の売買、受託販売及び仲介<br><u>13.</u> 前各号に附帯する一切の業務 |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

今後の経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

いとう けんじ  
伊藤 謙自 (1973年8月4日生)

再任

■所有する当社の株式の数 18,781,800株

### ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                            |         |                                              |
|----------|----------------------------|---------|----------------------------------------------|
| 1992年4月  | 株式会社昭和コーポレーション入社           | 2000年2月 | 有限会社ケイ・ファクトリー設立(現パイダープラス株式会社)<br>代表取締役社長(現任) |
| 1995年7月  | 第一保温工業株式会社入社               |         |                                              |
| 1996年10月 | 有限会社橋本保温工業(現有限会社日本エコライン)入社 | 2005年9月 | 株式会社9th設立<br>代表取締役                           |
| 1997年9月  | 伊藤工業創業                     | 2010年9月 | 株式会社ヴェイシス設立<br>代表取締役                         |

### ■取締役候補者とする理由

伊藤謙自氏は、長年にわたる建設業界での営業経験や会社経営に関する知識を有しております。また、当社創業から代表取締役として指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場など、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。同氏の有する建設業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

すず き  
鈴木まさ と  
雅人

(1978年4月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

386,600株

## ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                                     |          |                          |
|---------|-------------------------------------|----------|--------------------------|
| 1997年4月 | リコーテクノシステムズ株式会社(現リコー<br>ジャパン株式会社)入社 | 2010年12月 | 当社入社                     |
| 1999年5月 | 近畿設備株式会社入社                          | 2017年3月  | 当社取締役                    |
| 2001年5月 | 株式会社アイデアル入社                         | 2020年9月  | 当社取締役CB室室長               |
| 2005年8月 | 株式会社ワークスタジオ入社                       | 2022年4月  | 当社取締役執行役員CB室長            |
| 2008年4月 | 株式会社ドラフト入社                          | 2023年3月  | 当社取締役執行役員COO<br>CB室長(現任) |

## ■取締役候補者とする理由

鈴木雅人氏は、建設業界に関する経験及び知見を有しており、当社入社以来、営業、人事、採用、組織開発などの様々な職務を経験した後、現在はCB室長として全社のブランディング活動及びサステナビリティ推進を統括しております。同氏のもつ建設業界及び当社事業における幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

かわ い  
川合ひろ き  
弘毅

(1978年11月1日生)

再任

■所有する当社の株式の数

150,600株

## ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                                   |          |                                     |
|----------|-----------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 2002年4月  | 株式会社三井住友銀行入行                      | 2018年11月 | 当社社外取締役                             |
| 2004年12月 | 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任<br>監査法人)入所 | 2020年2月  | 株式会社シェアードバリュー入社                     |
| 2011年7月  | 加和太建設株式会社入社                       | 2020年7月  | dely株式会社 社外監査役                      |
| 2011年10月 | 特定非営利活動法人クロスフィールズ監事               | 2020年9月  | 当社取締役社長室室長                          |
| 2014年11月 | やまと監査法人入所                         | 2022年4月  | 当社取締役執行役員HR室長                       |
| 2015年6月  | 株式会社施工房 社外監査役(現任)                 | 2022年6月  | アーバンエックステクノロジーズ株式会社<br>社外監査役(現任)    |
| 2016年4月  | 加和太建設株式会社 取締役                     | 2023年3月  | 当社取締役執行役員CRO<br>セールスグループ 副グループ長(現任) |
| 2017年12月 | gooddaysホールディングス株式会社<br>社外監査役     |          |                                     |

## ■重要な兼職の状況

株式会社施工房 社外監査役、アーバンエックステクノロジーズ株式会社 社外監査役

## ■取締役候補者とする理由

川合弘毅氏は、建設会社での取締役を経験しており建設業界に関する経験及び知見を有しております。また、当社の経営戦略の推進や経営体制に関する組織設計など、経営全般機能を担い、当社の事業成長を牽引してまいりました。さらに同氏は、複数の企業において社外役員を歴任しております。同氏のもつ建設業界及び経営に関する幅広い見識と経験は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ふじ わら ゆたか  
藤原 悠

(1985年12月20日生)

再任

■所有する当社の株式の数

一株

## ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                               |         |                            |
|----------|-------------------------------|---------|----------------------------|
| 2008年12月 | 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 | 2021年4月 | 当社入社                       |
| 2015年8月  | デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社入社 | 2021年9月 | 当社管理本部本部長                  |
| 2017年6月  | マクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社入社      | 2022年3月 | 当社取締役管理本部本部長               |
| 2019年5月  | 株式会社サーキュレーション入社               | 2022年4月 | 当社取締役執行役員CFO<br>コーポレート本部長  |
|          |                               | 2023年1月 | 当社取締役執行役員CFO<br>経営企画室長(現任) |

## ■取締役候補者とする理由

藤原悠氏は、公認会計士の資格及びM&A経験を有し、当社のコーポレート部門及び経営企画部門を統括しております。同氏の有する幅広い専門知識と経験は、当社の経営全般に対する管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

ふじ た とも ゆき  
藤田 智之

(1981年3月18日生)

新任

■所有する当社の株式の数

一株

## ■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                  |         |                                            |
|---------|------------------|---------|--------------------------------------------|
| 2003年4月 | 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 | 2021年5月 | 当社ICT事業部 開発グループ<br>S+ 企画推進部 GM             |
| 2017年5月 | VALUENEX株式会社入社   | 2022年4月 | 当社執行役員 開発グループ<br>S+ 企画推進部 GM               |
| 2018年9月 | コイネージ株式会社入社      | 2022年7月 | 当社執行役員 開発グループ VP o P                       |
| 2021年4月 | 当社入社             | 2023年1月 | 当社執行役員 プロダクトグループ<br>VP o P プロダクト戦略部 GM(現任) |

## ■取締役候補者とする理由

藤田智之氏は、大手企業での大規模システム開発におけるプロジェクト・マネジメント業務をはじめ、多数のプロダクト開発責任者を経験し、当社のプロダクト開発を統括しております。同氏のもつプロダクト開発に関する幅広い見識と経験は、当社のプロダクト開発における管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、新任取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

よし だ  
吉田

じゅん や  
淳 也

(1983年5月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

450,000株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2007年4月 株式会社ジャフコ(現ジャフコ グループ株式会社)入社
- 2020年2月 当社社外取締役(現任)
- 2021年2月 62Complex株式会社社外取締役(現任)
- 2021年3月 KUSABI代表パートナー(現任)

■重要な兼職の状況

62Complex株式会社社外取締役、KUSABI代表パートナー

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

吉田淳也氏は、ベンチャーキャピタリストとして培われた豊富な知識および経験を有しており、当社経営における重要な事項に関して適宜助言や提言をいただいております。今後も当社の経営戦略やコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、3年1か月となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 候補者のうち、伊藤謙自氏は、当社の経営を支配している者であります。
  - 候補者のうち、吉田淳也氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしており、当社は同氏を同取引所の定める独立役員として届け出ております。
  - 当社は吉田淳也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
  - 当社は全ての役員及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者のすべての保険料を当社が負担しております。各候補者が取締役に就任または再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制及び事業規模に適した監査報酬であること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年12月31日現在)

|       |            |                                    |        |
|-------|------------|------------------------------------|--------|
| 名 称   | 太陽有限責任監査法人 |                                    |        |
| 事 務 所 | 主たる事務所     | 東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー22階             |        |
|       | その他の事務所    | 大阪事務所ほか11事務所                       |        |
| 沿 革   | 1971年1月    | 太陽監査法人設立                           |        |
|       | 1994年10月   | グラントソントンインターナショナル加盟                |        |
|       | 2006年1月    | 太陽監査法人とA S G監査法人が合併し太陽A S G監査法人となる |        |
|       | 2008年7月    | 有限責任組織形態に移行し太陽A S G有限責任監査法人となる     |        |
|       | 2012年7月    | 永昌監査法人と合併                          |        |
|       | 2013年10月   | 霞が関監査法人と合併                         |        |
|       | 2014年10月   | 太陽有限責任監査法人に社名変更                    |        |
|       | 2018年7月    | 優成監査法人と合併                          |        |
| 概 要   | 構成人員       | 代表社員・社員                            | 89名    |
|       |            | 特定社員                               | 4名     |
|       |            | 公認会計士                              | 316名   |
|       |            | 公認会計士試験合格者等                        | 241名   |
|       |            | その他専門職                             | 198名   |
|       |            | 事務職員                               | 98名    |
|       |            | 契約書職員                              | 224名   |
|       |            | 合計                                 | 1,170名 |
|       | 被監査会社数     |                                    | 1,096社 |

以 上

# 事業報告 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、“働く“にもっと「楽しい」を創造することをミッションに、建設業の現場業務をDX(デジタルトランスフォーメーション)することで、建設業界の課題解決に貢献する施工管理SaaS(注)「SPIDERPLUS」の開発・販売を主力とするICT事業を展開しております。また、2022年8月にリニューアル版「SPIDERPLUS」の販売を開始しており、他社とも連携しながら建設業界の課題を解決する「プロダクト・プラットフォーム」を目指し開発を継続しております。

なお、当社は、熱絶縁工事を中心に行うエンジニアリング事業を創業期から運営しておりましたが、当該事業については2022年1月4日にArmacell Japan株式会社に譲渡しております。そのため、当事業年度より当社はICT事業のみの単一セグメントとなっております。

(注)SaaS：Software as a Serviceの略称。IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを閲覧する形態のサービス。

当事業年度においては、ロシア・ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症、また対米ドルを中心とする円相場の変動が、サプライチェーンを始め顧客市場の経済活動に混乱を与えておりました。一方で、当社が事業を提供する建設業界においては、資材価格上昇等によるコストの増加、慢性的な人手不足や長時間労働が常態化している構造的な課題に加え、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の時間外労働に関する上限規制の適用が2024年4月に迫っており、生産性向上への関心とそれに対応するサービスへの需要は引き続き旺盛に推移しました。

このような事業環境のもと、建設業界のDXを推進し生産性の向上とコスト削減に貢献するサービスである「SPIDERPLUS」は、建設業界のIT投資需要を取り込み、ID数及び契約社数が順調に増加しました。また、各種検査オプション機能の販売などアップセルにも注力し、ARPU(ID単位の契約単価)も順調に向上しました。

なお、当社は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の上限規制が適用される2024年度までを市場シェア獲得するための先行投資期間として黒字化よりも売上高成長率を重視する方針としており、当事業年度は、2024年度以降の需要拡大も見据えた組織とプロダクトづくり、顧客基盤拡大のための営業力強化の他、オンラインとオフラインのチャンネルを組合せたマーケティング投資を重点的に進めてまいりました。

その結果、「SPIDERPLUS」の2022年12月末における契約ID数は58,690(前年同期比20.3%増)、契約社数は1,524社(前年同期比26.6%増)、ARPUは3,908円(前年同月比4.9%増)と堅調に推移し、当事業年度の売上高は2,479,404千円(前年同期比12.3%増)、営業損失は1,142,318千円(前年同期は433,020千円の営業損失)、経常損失は1,161,815千円(前年同期は503,929千円の経常損失)、当期純損失は1,036,610千円(前年同期は511,669千円の当期純損失)となりました。なお、2022年1月4日のエンジニアリング事業の譲渡による事業譲渡益131,586千円を特別利益に計上しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

| 設備投資項目   | 設備投資額(千円) | 主な設備投資の内容             |
|----------|-----------|-----------------------|
| ソフトウェア開発 | 410,137   | スパイダープラスリニューアルの開発     |
| 本社移転     | 261,124   | 内装工事費及び内装工事に伴う什器等の取得費 |



### ③ 資金調達の様況

当事業年度中に、当社は総額429,388千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う株式の発行及び金融機関からの借入によるものであります。

## (2) 財産及び損益の様況

| 区 分                               | 第21期<br>(2019年12月期) | 第22期<br>(2020年12月期) | 第23期<br>(2021年12月期) | 第24期<br>(2022年12月期)<br>(当事業年度) |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                        | 1,286,109           | 1,973,405           | 2,206,940           | 2,479,404                      |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)                | 59,458              | 106,696             | △503,929            | △1,161,815                     |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)              | 63,142              | 103,089             | △511,669            | △1,036,610                     |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | 2.19                | 3.58                | △16.02              | △30.73                         |
| 総 資 産 (千円)                        | 866,466             | 905,347             | 5,426,315           | 4,794,501                      |
| 純 資 産 (千円)                        | 346,607             | 408,996             | 4,622,104           | 3,684,864                      |
| 1株当たり純資産 (円)                      | 12.01               | 14.29               | 138.32              | 108.27                         |

(注)2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第21期及び第22期の1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の様況

該当する事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

建設業界は、人手不足と働き方改革という喫緊の課題を抱えております。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、2022年の建設業の年間労働時間は、1,961時間と調査対象全産業の年間労働時間1,634時間に比べ高い水準にあり、年間出勤日数は、239日と調査対象全産業の211日に比べ多くなっております。また、高齢化などを背景とした人手不足により、建設業界では今後の建設需要に対して100万人の労働者が不足すると言われております。

これらを背景として、DXによる業務効率化を推進する企業が増加しており、建設業界のIT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しております。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

##### ① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と建設業界への先進技術の提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の施策を進めてまいります。

##### ② 技術力、製品力の向上

当社プロダクトにおいては、建設業界のIT化が進む中で事業機会を確実に成長につなげるためには、技術面、サービス面において一層の差別化が要求されます。技術の最新動向をキャッチアップし、効果的に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。併せて、AI(人工知能)や各種検査における測定機器を取り入れた検査記録の自動入力を取り入れた新機能開発にも着手し、開発体制の強化に努めてまいります。

### ③ 営業力の強化

当社は、Web広告等を通じたオンラインマーケティングや展示会への出展に加え、販売取次店等のパートナー企業との取引関係の強化により、リード(見込み客)獲得の強化を図ってまいります。また、建設DXに特化したセールス部門を構築・強化するとともに、セールス部門とカスタマーサポート部門との連携により、顧客ニーズを現場から吸い上げる体制をより強固にし、効率的かつ高品質なサービスを提供し、業界シェアを獲得してまいります。

### ④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

### ⑤ 認知度の向上、ブランドの確立

当社が市場での存在感を高めていくためには、一層の認知度や信頼感の向上が必要となってまいります。顧客からの信頼が得られるよう、サービスの品質向上、既存顧客の満足度の向上、パブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立及び普及に努めてまいります。

### ⑥ 知的財産権の保護

当社が建設DXにおいて培ってきた知的財産権は、当社の競争優位の源泉であると認識しております。また、「コーポレートガバナンス・コード」にも知的財産権の重要性が明記されるなど、その重要性は近年高まりを見せております。そのため当社は、知的財産権の保護を重要度の高い経営事項と認識し、執行役員に知的財産権に関する責任者を配置した知的財産管理体制のもと、知財戦略を策定する等、知的財産権の保護に対する取り組みを強化しております。

**(5) 主要な事業内容**(2022年12月31日現在)

当社は、建設DXサービス「SPIDERPLUS」を主力サービスとするICT事業の単一セグメントで事業を行っております。

**(6) 主要な事業所等**(2022年12月31日現在)

- ① 本 社 東京都港区
- ② 支 店 なし
- ③ 営 業 所 大阪営業所 (大阪府大阪市)  
札幌営業所 (北海道札幌市)  
福岡営業所 (福岡県福岡市)

**(7) 従業員の状況**(2022年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 180名 | 44名    | 34.5歳 | 2年3か月  |

- (注) 1. 直近1年間において、従業員数が44名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものです。
2. 従業員数には非正規雇用者数58名(年間平均人員)は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況**(2022年12月31日現在)

| 借入先         | 借入残高(千円) |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 144,999  |
| 株式会社三井住友銀行  | 125,680  |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 122,800  |
| 株式会社りそな銀行   | 50,000   |

2. 会社の株式に関する事項(2022年12月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 115,000,000株  
 (2)発行済株式の総数 34,027,508株(自己株式92株を除く。)  
 (3)株主数 9,338名  
 (4)大株主

| 株主名                                                                             | 持株数(株)     | 持株比率(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 伊藤謙自                                                                            | 18,781,800 | 55.19   |
| THE BANK OF NEW YORK 133652                                                     | 1,293,100  | 3.80    |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS<br>CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT | 875,000    | 2.57    |
| 株式会社CHIYOMARU STUDIO                                                            | 809,900    | 2.38    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>505303                                   | 805,000    | 2.36    |
| 増田寛雄                                                                            | 566,600    | 1.66    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051                                              | 535,600    | 1.57    |
| 野田隆正                                                                            | 500,000    | 1.46    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS –<br>MARGIN(CASHPB)                          | 466,852    | 1.37    |
| 吉田淳也                                                                            | 450,000    | 1.32    |

(注)持株比率は自己株式(92株)を控除し計算しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称                                        | 第4回新株予約権                             | 第6回新株予約権                             |
|--------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  | 2019年11月15日                          | 2020年2月28日                           |
| 新 株 予 約 権 の 数                              | 934個                                 | 1,638個                               |
| 保 有 人 数                                    |                                      |                                      |
| 当社取締役(社外役員を除く)                             | 2名                                   | 1名                                   |
| 当社社外取締役(社外役員に限る)                           | —                                    | 1名                                   |
| 当 社 監 査 役                                  | —                                    | —                                    |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数      | 普通株式93,400株(注)1<br>(新株予約権1個につき100株)  | 普通株式163,800株(注)1<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        | 無償                                   | 無償                                   |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 新株予約権1個当たり16,500円<br>(1株当たり165円)(注)1 | 新株予約権1個当たり18,000円<br>(1株当たり180円)(注)1 |
| 権 利 行 使 期 間                                | 自 2021年11月16日<br>至 2029年3月28日        | 自 2022年3月1日<br>至 2030年2月13日          |
| 新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件                    | (注)2                                 | (注)2                                 |

(注)1. 2020年12月8日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

**(2) 当事業年度中に使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

当社の代表取締役社長は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」という。)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月24日付で顧問社会保険労務士である安藤龍平氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は、本信託(第5回新株予約権)に基づき、安藤龍平氏に対して、第5回新株予約権(2019年12月23日臨時株主総会決議)を発行しております。当社新株予約権は、複合金融商品であるためストック・オプション制度には該当しないものの、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することにより、中期的な企業価値向上につながるインセンティブ付与を目的としており、ストック・オプション制度に準ずるものであります。

なお、本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、当社役員・従業員・社外協力者18名に対して交付されており、安藤龍平氏との信託契約は終了しております。

## 第5回新株予約権

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                  | 2019年12月23日                  |
| 新株予約権の数                | 15,000個                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式1,500,000株               |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個につき40円                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり18,000円(1株当たり180円) |
| 権利行使期間                 | 2022年4月1日から2029年12月24日まで     |
| 行使の条件                  | (注)1                         |

### (注)1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要領に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



2. 本信託(第5回新株予約権)の詳細

本信託(第5回新株予約権)の内容は以下のとおりです。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称             | 単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委託者            | 伊藤謙自                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 受託者            | 安藤龍平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 受益者            | 受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託契約日(信託契約開始日) | 2019年12月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信託の種類と新株予約権(注) | (A01)5,000個<br>(A02)5,000個<br>(A03)5,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 信託期間満了日        | (A01)(A02)(A03)本新株予約権の引き渡しと同時に受益者の受益権は消滅するものとし、本信託は目的を達成したものとして直ちに終了する。なお、新株予約権の交付対象者は以下の日に指定される。但し、営業日でないときは翌営業日とする。<br>(A01)当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日<br>(A02)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日のいずれか早い日<br>(A03)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から1年6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から4年が経過した日のいずれか早い日 |
| 信託の目的          | 受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第5回新株予約権15,000個となっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 受益者適格要件        | 本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。<br>なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社の役職員の業績を評価し、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。                                                         |

(注)本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者18名に対して第5回新株予約権を交付することにより既に終了しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項(2022年12月31日現在)

| 地位      | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                      |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 伊藤 謙 自  | —                                                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役   | 鈴木 雅 人  | 執行役員CB室長                                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役   | 川 合 弘 毅 | 執行役員HR室長<br>兼 特定非営利活動法人クロスフィールズ監事<br>兼 株式会社施工房社外監査役<br>兼 アーバンエックステクノロジーズ株式会社社外監査役                                                                                                                                 |
| 取 締 役   | 藤 原 悠   | 執行役員CFOコーポレート本部長                                                                                                                                                                                                  |
| 取 締 役   | 吉 田 淳 也 | 兼 62Complex株式会社社外取締役<br>兼 KUSABI代表パートナー                                                                                                                                                                           |
| 監 査 役   | 麻 生 修 平 | —                                                                                                                                                                                                                 |
| 監 査 役   | 戸 澤 晃 広 | 兼 第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長<br>兼 那須電機鉄工株式会社特別委員会委員<br>兼 T&K法律事務所パートナー<br>兼 ポノス株式会社社外監査役<br>兼 株式会社ALBERT社外取締役                                                                                                        |
| 監 査 役   | 佐々木 義 孝 | 兼 株式会社アンジー社外監査役<br>兼 株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役<br>兼 株式会社ジグザグ社外監査役<br>兼 CFOナレッジ株式会社代表取締役<br>兼 株式会社HRBrain社外監査役<br>兼 株式会社Prime Partners代表取締役<br>兼 株式会社ベルテックス社外取締役<br>兼 株式会社ジーニー社外取締役(監査等委員)<br>兼 株式会社エー・スター・フオンタム取締役 |

- (注) 1. 取締役吉田淳也氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役戸澤晃広氏、佐々木義孝氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役麻生修平氏は、税理士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い知見を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### 【保険契約の内容の概要】

#### 1. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員および退任役員(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者

#### 2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

#### 3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)について填補されます。

#### 4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等項

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (イ) 決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役会決議において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績ならびに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

#### (ロ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が、当社の定める一定の基準に基づいて決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、取締役は年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の役員の員数は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長伊藤謙自がその具体的な内容について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

この権限を委任した理由は、当社の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、その決定において社外取締役及び監査役に諮問することとしております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

監査役の個人別の報酬額の決定については、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定します。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員        | 支給総額(基本報酬)             |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2名)  | 84,525千円<br>(6,600千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 14,400千円<br>(6,000千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(4名) | 98,925千円<br>(12,600千円) |

- (注) 1. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。
2. 上記の取締役の支給人員には、2022年3月29日開催の第23期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

| 区分  | 氏名     | 兼職先                                                                                                                                           | 兼職内容                                                                                   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                   |
|-----|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 吉田 淳也  | 62Complex株式会社<br>KUSABI                                                                                                                       | 社外取締役<br>代表パートナー                                                                       | 当社と62Complex株式会社、KUSABIとの間に重要な取引その他の関係はありません。                                                                                                  |
| 監査役 | 戸澤 晃広  | 第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会<br>那須電機鉄工株式会社特別委員会<br>T&K法律事務所<br>ポノス株式会社<br>株式会社ALBERT                                                                   | 副委員長<br>委員<br>パートナー<br>社外監査役<br>社外取締役                                                  | 当社と第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会、那須電機鉄工株式会社特別委員会、T&K法律事務所、ポノス株式会社、株式会社ALBERTとの間に重要な取引その他の関係はありません。                                                       |
| 監査役 | 佐々木 義孝 | 株式会社アンジー<br>株式会社TOKYOフロンティアファーム<br>株式会社ジグザグ<br>CFOナレッジ株式会社<br>株式会社HRBrain<br>株式会社Prime Partners<br>株式会社バルテックス<br>株式会社ジーニー<br>株式会社イー・スター・クオンタム | 社外監査役<br>代表取締役<br>社外監査役<br>代表取締役<br>社外監査役<br>代表取締役<br>社外取締役<br>社外取締役<br>(監査等委員)<br>取締役 | 当社と株式会社アンジー、株式会社TOKYOフロンティアファーム、株式会社ジグザグ、CFOナレッジ株式会社、株式会社HRBrain、株式会社Prime Partners、株式会社バルテックス、株式会社ジーニー、株式会社イー・スター・クオンタムとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位  | 氏名     | 出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                             |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 吉田 淳也  | 当事業年度に開催された取締役会18回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。                |
| 監査役 | 戸澤 晃広  | 当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会12回のうち12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。     |
| 監査役 | 佐々木 義孝 | 当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会12回のうち12回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 |

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 29,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「ValueWay」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
  - b. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
  - c. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
  - d. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
  - e. 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
  - f. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
  - b. 取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
  - b. リスク情報等については、各部門責任者によりリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行う。
  - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
  - b. 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
  - c. 経営目標、中期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - d. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
  - e. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項
- a. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
  - b. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
  - c. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
  - b. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
  - c. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - b. 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - c. 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

---

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

貸借対照表(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,542,040</b> | <b>流動負債</b>     | <b>854,655</b>    |
| 現金及び預金          | 3,044,793        | 短期借入金           | 100,000           |
| 売掛金             | 376,661          | 1年内返済予定の長期借入金   | 95,874            |
| 前払費用            | 93,078           | 未払金             | 238,361           |
| 未収消費税等          | 22,084           | 未払費用            | 109,500           |
| その他             | 5,482            | 契約負債            | 35,822            |
| 貸倒引当金           | △61              | リース債務           | 2,519             |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,252,461</b> | 未払法人税等          | 22,359            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>266,360</b>   | 預り金             | 6,716             |
| 建物              | 203,981          | 預り保証金           | 243,501           |
| 車両運搬具           | 7,594            | <b>固定負債</b>     | <b>254,981</b>    |
| 工具、器具及び備品       | 103,866          | 長期借入金           | 247,605           |
| リース資産           | 8,068            | リース債務           | 4,675             |
| 減価償却累計額         | △57,149          | 繰延税金負債          | 487               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>741,563</b>   | 資産除去債務          | 2,213             |
| ソフトウェア          | 558,491          | <b>負債合計</b>     | <b>1,109,637</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 183,071          | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>244,537</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>3,684,266</b>  |
| 敷金及び保証金         | 244,010          | <b>資本金</b>      | <b>2,394,756</b>  |
| その他             | 526              | <b>資本剰余金</b>    | <b>2,672,315</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,794,501</b> | 資本準備金           | 2,478,231         |
|                 |                  | その他資本剰余金        | 194,084           |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>△1,382,658</b> |
|                 |                  | その他利益剰余金        | △1,382,658        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △1,382,658        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△146</b>       |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>598</b>        |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>3,684,864</b>  |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,794,501</b>  |

損益計算書(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,479,404 |
| 売上原価         |         | 958,813   |
| 売上総利益        |         | 1,520,590 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,662,908 |
| 営業損失         |         | 1,142,318 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 41      |           |
| 受取配当金        | 3       |           |
| その他          | 3,296   | 3,341     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 7,037   |           |
| 支払手数料        | 15,125  |           |
| その他          | 675     | 22,838    |
| 経常損失         |         | 1,161,815 |
| 特別利益         |         |           |
| 事業譲渡益        | 131,586 |           |
| 固定資産売却益      | 2       |           |
| その他          | 438     | 132,027   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除売却損     | 863     | 863       |
| 税引前当期純損失     |         | 1,030,651 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,500   |           |
| 法人税等調整額      | △1,540  | 5,959     |
| 当期純損失        |         | 1,036,610 |

## 株主資本等変動計算書(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

|                          | 株主資本      |           |          |           |                     |            |      |            | 新株予約権 | 純資産合計      |
|--------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|------------|------|------------|-------|------------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金               |            | 自己株式 | 株主資本合計     |       |            |
|                          |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |      |            |       |            |
| 当期首残高                    | 2,345,062 | 2,428,536 | 194,084  | 2,622,620 | △346,047            | △346,047   | △130 | 4,621,504  | 600   | 4,622,104  |
| 事業年度中の変動額                |           |           |          |           |                     |            |      |            |       |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 49,694    | 49,694    |          | 49,694    |                     |            |      | 99,388     |       | 99,388     |
| 当期純損失(△)                 |           |           |          |           | △1,036,610          | △1,036,610 |      | △1,036,610 |       | △1,036,610 |
| 自己株式の取得                  |           |           |          |           |                     |            | △16  | △16        |       | △16        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度の変動額合計 |           |           |          |           |                     |            |      | -          | △2    | △2         |
| 事業年度中の<br>変動額合計          | 49,694    | 49,694    | -        | 49,694    | △1,036,610          | △1,036,610 | △16  | △937,238   | △2    | △937,240   |
| 当期末残高                    | 2,394,756 | 2,478,231 | 194,084  | 2,672,315 | △1,382,658          | △1,382,658 | △146 | 3,684,266  | 598   | 3,684,864  |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 仕掛品      | ……個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)   |
| 原材料及び貯蔵品 | ……先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) |

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～15年 |
| 車両運搬具     | 6年    |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

|               |                  |
|---------------|------------------|
| ソフトウェア(自社利用分) | 5年(社内における利用可能期間) |
|---------------|------------------|

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。



### (3) 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるICT事業において、建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」を提供しております。顧客との契約から生じる収益に関して、主に建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」の月額基本利用料等のサービスを継続的に提供することによるストック収益と、「SPIDERPLUS」の提供に伴って付随するスポット作業等から生じるフロー収益に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- ① ストック収益については、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。
- ② フロー収益については、当該スポット作業等を完了し顧客に提供することで履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。  
いずれの収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね1か月以内に受領しております。

### (5) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会や事業活動に広範な影響を与えている事象であり、収束時期を予測することは困難であります。

しかし、当社の主力製品である「SPIDERPLUS」の月額利用料における収入は高い安定性を維持しているため、現時点での固定資産の減損などの会計上の見積りに重要な影響を及ぼす事象は生じていないと判断しております。

なお、当該見積りは現時点での入手可能な情報などを踏まえたものであり、不確実性は高く、新型コロナウイルスの終息時期やその他の状況の経過により影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌期以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 減損損失   | －千円       |
| 有形固定資産 | 266,360千円 |
| 無形固定資産 | 741,563千円 |

無形固定資産は、ソフトウェア558,491千円、ソフトウェア仮勘定183,071千円をそれぞれ計上しております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業セグメントごとに資産グルーピングを行っています。減損の兆候の判定は、資産グループを使用した営業活動から生じた損益状況や事業計画、経営環境や市場動向など当社が利用可能な情報に基づいており、兆候があると判定された資産グループは、事業計画に基づいて算定される割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しています。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された資産グループは、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上することとしています。

建設業界は、長時間労働や就業者数の減少による人手不足という深刻な課題を抱えており、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の適用による労働時間の上限規制を2024年4月に控え、建設業各社のDXニーズは今後、一層の拡大が見込まれています。

当社は、これらの需要を確実に獲得し事業成長につなげていくため、一定期間において黒字化よりも売上高成長率を重視した戦略的な先行投資を実施しております。

そのため、当事業年度及び翌事業年度の営業キャッシュ・フローがマイナスと予測されていることから、減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、事業計画に基づいて算定される割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定  
 割引前将来キャッシュ・フローを算出するうえで用いた主要な仮定は、事業計画の売上高の基礎となる「SPIDERPLUS」のID数及びARPU(ID単位の契約単価)、並びにそれらの成長率であります。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響  
 主要な仮定には見積りの不確実性を伴うため、経営環境や市場動向などの変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しております。本契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 500,000千円 |
| 借入実行残高        | —         |
| 差引額           | 500,000千円 |

なお、上記の契約については、財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- (1) 2022年3月を初回とする毎年3月、6月、9月及び12月の各月末日の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を10億円以上に維持すること。
- (2) 2022年3月を初回とする毎年3月、6月、9月及び12月の各月末日の貸借対照表において、現金及び預金並びに正常運転資金の合計金額から、有利子負債の合計金額を差し引いた金額を0円以下としないこと。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                                 |             |
|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数<br>普通株式                             | 34,027,600株 |
| (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数<br>普通株式                              | 92株         |
| (3) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 | 3,074,900株  |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 税務上の繰越欠損金(注) 2          | 463,647千円         |
| 未払事業税                   | 8,115 //          |
| 未払事業所税                  | 1,301 //          |
| 未払費用(フリーレント)            | 10,618 //         |
| 未払退職給付費用                | 688 //            |
| 減価償却超過額                 | 3,448 //          |
| 資産除去債務                  | 677 //            |
| 敷金償却否認                  | 1,725 //          |
| その他                     | 928 //            |
| 繰延税金資産小計                | <u>491,152千円</u>  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2 | △463,647 //       |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額   | △27,504 //        |
| 評価性引当額小計(注) 1           | <u>△491,152千円</u> |
| 繰延税金資産合計                | -千円               |

### 繰延税金負債

|               |                |
|---------------|----------------|
| 資産除去債務に係る除去費用 | <u>△487千円</u>  |
| 繰延税金負債合計      | <u>△487 //</u> |
| 差引：繰延税金負債純額   | △487千円         |

(注)1. 評価性引当額の変動の主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(2022年12月31日)

(単位：千円)

|                  | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超      | 合計       |
|------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------|
| 税務上の<br>繰越欠損金(※) | —    | —           | —           | —           | 15,067      | 448,579  | 463,647  |
| 評価性引当額           | —    | —           | —           | —           | △15,067     | △448,579 | △463,647 |
| 繰延税金資産           | —    | —           | —           | —           | —           | —        | —        |

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

(借主側)

未経過リース料

1年以内 245,216千円

1年超 245,216 //

合計 490,432千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については金融機関からの借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日でありませ

ず。短期借入金、預り保証金、長期借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### iii 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。



④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額   |
|------------|--------------|---------|------|
| (1)敷金及び保証金 | 244,010      | 243,864 | △146 |
| 資産計        | 244,010      | 243,864 | △146 |
| (1)長期借入金   | 343,479      | 343,479 | －    |
| (2)リース債務   | 7,195        | 7,194   | △1   |
| 負債計        | 350,674      | 350,673 | △1   |

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り保証金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|         | 1年内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金  | 3,044,793 | －           | －            | －    |
| 売掛金     | 376,661   | －           | －            | －    |
| 敷金及び保証金 | 1,057     | 242,953     | －            | －    |
| 資産計     | 3,422,512 | 242,953     | －            | －    |

(注)3. 借入金その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年内     | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|---------|-------------|--------------|------|
| 短期借入金 | 100,000 | —           | —            | —    |
| 預り保証金 | 243,501 | —           | —            | —    |
| 長期借入金 | 95,874  | 247,605     | —            | —    |
| リース債務 | 2,519   | 4,675       | —            | —    |
| 負債計   | 441,894 | 252,280     | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |         |      |         |
|---------|------|---------|------|---------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | －    | 243,864 | －    | 243,864 |
| 資産計     | －    | 243,864 | －    | 243,864 |
| 長期借入金   | －    | 343,479 | －    | 343,479 |
| リース債務   | －    | 7,194   | －    | 7,194   |
| 負債計     | －    | 350,673 | －    | 350,673 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、新規と同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。なお、その他の収益はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 )

(単位：千円)

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| ストック収益        | 2,442,319 |
| フロー収益         | 37,084    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,479,404 |
| 外部顧客への売上高     | 2,479,404 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金」になります。

契約負債は、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、25,954千円であります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度   |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 322,857 | 376,661 |
| 契約負債          | 25,954  | 35,822  |

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係   | 取引の内容            | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|----------------|-------------|------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 川合 弘毅      | 被所有<br>直接0.44% | 当社<br>取締役   | 新株予約権の<br>行使(注1) | 11,958   | -  | -        |
| 役員 | 吉田 淳也      | 被所有<br>直接1.32% | 当社<br>社外取締役 | 新株予約権の<br>行使(注2) | 11,808   | -  | -        |

- (注) 1. 2019年11月15日の取締役会決議及び2020年2月14日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、一株当たりの払込金額に乗じた金額を記載しております。
2. 2020年2月14日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、一株当たりの払込金額に乗じた金額を記載しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 108円27銭
- (2) 1株当たり当期純損失 30円73銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 13. その他の注記

#### (事業分離)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、エンジニアリング事業をArmacell Japan株式会社に事業譲渡(以下、「本事業譲渡」という。)することを決議し、2022年1月4日に事業譲渡を完了いたしました。

#### (1) 事業分離の概要

##### ① 譲渡先企業の名称

Armacell Japan株式会社

##### ② 分離した事業の内容

エンジニアリング事業(断熱材「アーマフレックス」等を使用した熱絶縁工事を行う事業)

##### ③ 譲渡を行った理由

当社は、建設業及びメンテナンス業の現場業務をDX(デジタルトランスフォーメーション)する建築図面・現場管理アプリ「SPIDERPLUS」の開発・販売を主力サービスとするICT事業の他、断熱材である「アーマフレックス」等を使用した熱絶縁工事を中心に行うエンジニアリング事業を展開しております。当社は、ICT事業を主力事業とする一方、創業期よりエンジニアリング事業を継続運営してまいりました。

エンジニアリング事業は、建設現場における「SPIDERPLUS」の活用事例を直接収集し、活用事例や発見された課題をICT事業にタイムリーに共有することで、「SPIDERPLUS」の開発に貢献してきました。

昨今の建設業界における人手不足と働き方改革等の課題を背景としたIT投資需要の高まりを受け、当社の主力サービスである「SPIDERPLUS」のID数及び契約社数は順調に増加しております。その結果、当社のICT事業は、建設現場における活用事例や課題を、多種多様な顧客企業から直接収集することが可能となりました。

一方で、熱絶縁工事を中心に行うエンジニアリング事業での建設現場における活用事例

等の情報は、あらゆる建設現場で活用される「SPIDERPLUS」にとって、限定的な情報提供となってきておりました。これらの経営環境を踏まえ、当社は、高い成長率が見込めるICT事業に先行投資を積極的に行い、エンジニアリング事業に対しては積極的な事業拡大を行わない方針としておりました。

このような中、熱絶縁工事で使用する断熱材「アーマフレックス」を製造販売する Armacell Japan株式会社より、当社のエンジニアリング事業の譲渡について打診を受け、社内並びに取締役会にて慎重に検討を行ってまいりました。

その結果、今後当社において、高い成長率が見込まれるICT事業に経営資源をより一層集中し、「SPIDERPLUS」を中心とした建設業及びメンテナンス業のDXサービスの拡大に注力することが、中長期的に当社の企業価値向上に資するものと判断し、同社にエンジニアリング事業を譲渡することを決定いたしました。

④ 事業分離日

2022年1月4日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

譲渡対価を現金等の財産のみとする当社を譲渡会社とする簡易事業譲渡(会社法第467条第1項第2号)



(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡益 131,586千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 89,912千円

固定資産 11,764千円

---

資産合計 101,677千円

流動負債 32,018千円

固定負債 1,244千円

---

負債合計 33,263千円

③ 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

④ 分離する事業が含まれる報告セグメントの名称

エンジニアリング事業

⑤ 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額  
当事業年度の損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

# 監査報告書

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

スパイダープラス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 恭治 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 榎田 達也 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

スパイダープラス株式会社 監査役会  
常勤監査役 麻生修平 ㊟  
社外監査役 戸澤晃広 ㊟  
社外監査役 佐々木義孝 ㊟  
以上

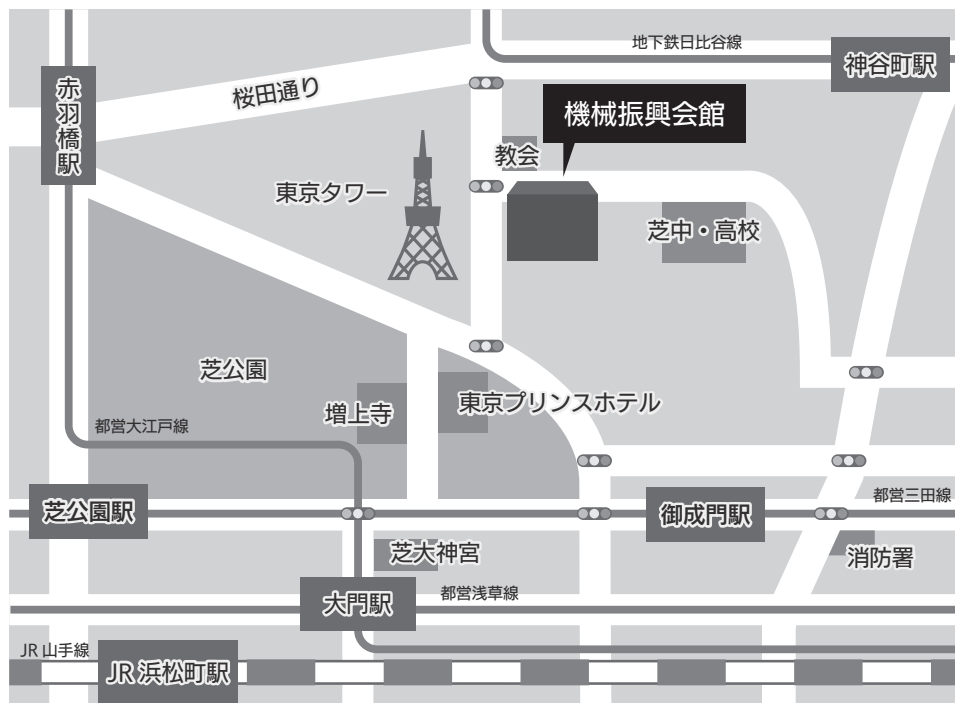
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都港区芝公園三丁目5番8号  
一般財団法人機械振興協会  
機械振興会館地下2階ホール  
TEL : 03-3434-8216 ~ 7

## 交通

|               |        |         |
|---------------|--------|---------|
| 東京メトロ日比谷線     | 神谷町駅下車 | 徒歩 8 分  |
| 都営地下鉄三田線      | 御成門駅下車 | 徒歩 8 分  |
| 都営地下鉄大江戸線     | 赤羽橋駅下車 | 徒歩 10 分 |
| 都営地下鉄浅草線・大江戸線 | 大門駅下車  | 徒歩 10 分 |
| J R 山手線・京浜東北線 | 浜松町駅下車 | 徒歩 15 分 |



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。